## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長174cm、体格やせ型、面長、黒髪、無精ひげ

上記の者は、平成29年２月18日午前５時51分、東京都港区六本木４丁目８番路上先（六本木通り）において傷病人として110番通報があり、状況を確認したところ交通事故に遭ったものと判明しました。港区三田１丁目４番17号東京都済生会中央病院に搬送され入院しましたが、２月18日午前７時30分に死亡しました。

港区福祉事務所により本人の生育歴等を調査いたしましたが本籍等判明に至りませんでした。また、警視庁麻布警察署に身元判明調査を依頼しましたが、判明しませんでした。身元不明のため、ご遺体は火葬に付し、ご遺体は当区が保管しております。お心当たりの方は、港区保健福祉支援部生活福祉調整課まで申し出て下さい。

平成 29 年 11 月８日

東京都　　港区長　武井　雅昭

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳（自称：小椋京子）、年齢50～60歳代前後の女性、身長144cm、体重約30kg、子宮と虫垂なし

上記の者は平成29年６月９日午後５時45分頃、薩摩川内市中郷５丁目７番共同住宅102号室内にて、食べ物を喉に詰まらせ死亡。発見者は、死者と二人暮らしで死者の娘と名乗る女性。捜査の結果、死者の氏名・本籍等不明に加え、娘と名乗る女性も他人と判明した。心当たりの方は、薩摩川内市福祉事務所まで申し出てください。

平成 29 年 11 月８日

鹿児島県　　薩摩川内市長　岩切　秀雄

## 公示送達

### 弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業の書類の送付に代える公告について

下記に記載する建築物等については、弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業の施行のため、移転又は除却を必要としているが、その所有者を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第４項及び第５項並びに土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第72条第１項の規定により、書類の送付に代えて下記のとおり公告する。

平成 29 年 11 月８日

弘前広域都市計画事業
弘前駅前北地区土地区画整理事業
施行者　弘前市
代表者　弘前市長　葛西　憲之

記

１　建築物等の表示

⑴　建築物等の所在地

青森県弘前市大字代官町48番地13

⑵　建築物等の概要

電柱等一式

２　通知内容

⑴　移転又は除却期限

平成30年２月28日（水）

⑵　摘要　当該建築物等は、移転又は除却期限後は施行者において移転又は除却を行います。

建築物等の所有者は、下記の連絡先までお知らせください。

建築物等の所有者自ら移転又は除却する場合の補償金については、施行者でお知らせします。

（教示）

１　この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この通知については、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（連絡先）

弘前市都市環境部区画整理課移転・換地係
〒036―8003
青森県弘前市大字駅前町９番地20
（ヒロロ３階）
電話0172―34―3233

## 公　示　送　達

草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止通知は、受領を拒まれたので同法第133条第１項の規定により、当該通知書の送付にかえてその内容を下記のとおり公告する。

なお、この使用収益停止通知は、草加市都市整備部新田駅周辺土地区画整理事務所において保管し、いつでも書類の送付を受けるべきものに交付する。

平成 29 年 11 月８日

草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業
施行者　草加市
代表者　草加市長　田中　和明

記

権利者名称　佐藤　茂雄
権利者所在　埼玉県草加市金明町448番地５
通知の内容　草周第508号（使用収益停止通知）

| 使用又は収益することを停止する土地 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 町　名 | 字　名 | 地　番 | 地　目 | 登記地積（㎡） |
| 金明町 | 道上 | 448番15 | 公衆用道路 | 14.00 |
| 収益又は収益することを停止する日 | | | 平成29年３月27日 | |

## 農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、愛媛県東予地方局に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成 29 年 11 月８日

愛媛県東予地方局長　髙塚　真志

記

農事組合法人東予畜産組合

愛媛県四国中央市川之江町4069番地

## 会社その他の公告

### 解散公告

当社は、平成二十九年九月二十九日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月八日

札幌市豊平区西岡五条一三丁目三番六号
株式会社新栄商事
代表清算人　碓井　惠子

### 解散公告

当法人は、平成二十九年十月三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月八日

札幌市北区新琴似一〇条一三丁目四番七号
特定非営利活動法人法務ステーションボランス
清算人　橋本　昌樹